

近代日本における中学校教育成立に関する研究：中学校教育の地方的形成と統合

新谷，恭明

<https://doi.org/10.11501/3106933>

出版情報：九州大学，1995，博士（教育学），論文博士
バージョン：
権利関係：

問題の設定

明治十九年四月に中学校令が制定され、尋常中学校は地方税支弁にかかわるものは一府県一校に制限されることになった。この一府県一尋常中学校の制限はこれまで旧藩的な教育要求によって維持されてきた地方中学校にとってはその存在そのものを脅かすものであった。その意味でこれは正格化政策の結節点であり、正格化に抵抗してきた地方的中学校教育観に最終的な転換を迫るものであった。

中学校令によって定められた一府県一尋常中学校の原則によって福岡県内では福岡中学校が地方税支弁の尋常中学校として残ることは自明のことであったが、旧藩校以来その継続をはかってきた豊津中学校や福岡に次ぐ大藩であった旧久留米藩に位置する久留米中学の存廃はそれぞれの地域の人々にとっては大問題であった。第一節では中学校令によって廃校が必至となった地方中学校がどのようにして生き延びようとしたのか、またそうした学校存続の論理とはどういう性格のものであるのかを開明する。そして旧藩的な教育要求によって維持されてきた地方中学校の存在理由が問い直されることになるのであるが、その中で中学校教育観にどのような転換が行われたのかを検討する。

ところで中学校令によって一府県一尋常中学校の制度が実施されると中学校の設置位置を旧藩旧国の政治的地理的バランスの上に決定してきた原則が崩れることになる。福岡県会での中学校費をめぐる議論は唯一の尋常中

学校となる福岡尋常中学校の存廃が問題となる。第二節では県会における尋常中学校費の扱いをめぐる論争の中から中学校教育にたいする民意の構造に迫ってみたい。そこには形式的な「自由教育論」、「干渉教育論」もしくは「中学校普及論」、「充実論」といった論理を駆使しつつ、その背景で地方的な利害関係がかいま見える点に着目し、地方における尋常中学校観の構造を検証したい。そして第三節では近代日本における中学校教育の概念がこの中学校令を契機に日本的な中学校教育観が成立した点について総括を加えたい。

一 明治十年代の福岡県中学校制度の沿革

すでに述べたように明治十年代は初期においては地方の中学校が多くの可能性を模索し、その一方で改正教育令以降は文部省の指導によって正格化をめざしたことはすでに述べたとおりである。確かに明治十年代はもっとも自由な「人民自為」の状態から文部省が中学校教則大綱、中学校通則という中学校正格化を促す施策を打ち出していき、中学校の正格化政策は進展した。しかし、こうした施策は地方中学校の整理、淘汰には有効に機能したが、未だ地方中学校は学校教育体系内に確たる位置を占めることができず、その教育目的も曖昧なままであった^(一)。また、文部省も府県の学校制度に立ち入って干渉を加えるというものでもなかったのである^(二)。それ故に各府県会では中学校の設置をめぐる議論が多々為されたことは周知のことであるが、福岡県においてはこの間に中学校教育の萌芽的な試みが制度化され、六本校十三分校という基本体系が構築された。そして中学校教則大綱以降の正格化政策の具体的な実施過程で県立中学校は削減されざるを得なかった。その変遷の過程は別表の通りである。六本校十三分校が明治十五年には九県立中学九公立中学に、翌十六年には六県立中学十三公立中学となった。明治十七年には六県立中学（高等科まで三校、初等科のみ三校）六公立中学へと変わり地方公立中学校の淘汰が始まった。そして明治十八年には県立中学校はわずかに福岡、久留米、豊津の三校になり、他は淘汰されるか各種学校となってかろうじて命脈を保っていた。

こうしてみると徐々に中学校の正格化は順調に進展し県会内部においても充実論が大勢を占めてきたかのよう

に見えるが明治十六年にはすったもんだのあげく甲種中学六校、乙種中学校三校の審査案を可決し、更に区町村教育補助費として各郡公立中学校補助費を各校千二百円で十校分を可決して十九中学体制を維持する判断を示したが、翌十七年には「県会ハ中学校当時在籍生徒ノ多キカ為ニ各地人民カ県立中学校ヲ希望スルノ情勢ノ切ナルヲ以テ一朝之ヲ減ス可ラストシ概費ヲ増額シテ六本校十三分校ヲ設立シ師範学校医学校費ヲ減額シ農学校ヲ全廃スルノ決議ヲ為シタレトモ主省ノ指揮ヲ仰キ中学校農学校ハ原案額ニ師範学校ハ生徒食費ヲ除キ其他ハ決議額ニ医学校ハ全般決議通り施行セリ」^(三)というように依然として普及論には根強いものがあつた。この普及論と充実論のジレンマの中に「上等人民」層の中学校教育に対する要求の質が見られるのである。また、校数の削減はあつてもその位地は旧藩旧国の地理的政治的バランスの上に決定されていたことも押さえておかなくてはならない。旧藩旧国の地理的政治的バランスをとるといふ発想は単なるローカルセクショナリズムと言い切ることは可能ではあるが、その源流は旧藩の士族層が持っていた帰属意識に端を発し、所謂「上等人民」一般の中で共有化された意識となつていたと考えられる^(四)。そしてこうした中学校設置の原則が相互に領解されていたところに明治十九年の中学校令^(五)の制定があつた。周知のように中学校令は地方税支弁にかかわる尋常中学校は各府県一校に限定するものであり、福岡県においては伝統的なバランスを崩さなければならぬ事態を迫られることになつたのである。

二 民費による尋常中学校の設立・維持

これまで旧藩旧国のバランスをとりながら地方税による県立中学校を複数校維持してきた福岡県においては中学校令第六条すなわち「尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得但其地方税ノ支弁又ハ補助ニ係ルモノハ各府県一箇所ニ限ルヘシ」という一府県一尋常中学校の原則により、県立中学校を三校から一向に削減することと理解された。「過般中学校令発布して一府県内地方税を以て設置する尋常中学校は一校に限られたりしが久留米豊津の両中学は当十九年度は置き据への事に決定したる由」^(六)とあるように初等科のみしか擁しない久留米豊津の両中学校は明治十九年度中の存続は認められたものの廃校となるのは必至であった。これを何とかして存続させようという動きがそれぞれの関係者の間で始まったのである。両校の継続が可能になったのは中学校令などと同時に制定された諸学校通則による府県管理尋常中学校への転換であった。いうまでもなく諸学校通則第一条には「師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得但寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得」とあり、設置維持の資金を寄附すれば府県立学校として認められるというものである。ともかく両校における存続への動きを追ってみよう。

豊津中学校の存続とそのため諸学校通則の適用に対する反応は速やかに進行した。左の史料^(七)に見られるように明治十九年六月の段階で諸学校通則に基づく豊津中学校の継続を決断していたのである。

明治十九年六月福岡県下豊前国各郡々長各郡有志相会シ勅令第十六号諸学校通則第一条ニ依リ寄附金ヲ

以テ豊津尋常中学校ヲ設置スルノ義ヲ決シ旧藩主小笠原公ニ寄附金請願ノ為メ東上委員ヲ定ム同年七月各郡有志者惣代ノ願書各郡長ノ添願書ヲ携帯シテ委員上京ス

そして東上委員に指名された校長の入江淡は七月十六日に上京し、小笠原家及び豊前育英会(八)と寄附金等の交渉をして八月九日に帰校した(九)。入江らの交渉の結果「小笠原公ヨリ向フ二十ヶ年間毎年金千円宛寄附ノ指令及育英会ヨリ向フ二十ヶ年間毎年金千円宛補助ノ聴許ヲ得」(十)たという。そして寄附金などを含めて「諸般ノ準備整頓シテ年々ノ経費金四千余円ノ予算確立スルヲ以テ同年十二月各郡有志者惣代ヨリ県立豊津尋常中学校設置願書ヲ本県知事ニ進達ス」るに至った。然るに翌年三月八日付で再び設置願書を提出している。それは「御校設置伺之儀ハ兼テ御取急之次第承知候処何分諸学校規則ノ精神不明了ノ廉有之延引致候次第ニ有之然ルニ今般在京八重野課長ヨリ寄附金ヲ以テ設立スル学校ハ其費額建物図面敷地ノ種類教則等ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ経可キ筈ニ有之段本日電報到来尚詳細ハ郵便ヲ出ストノ趣ニ候条何無不遠相報道ニ可為候得共既ニ四月モ僅々ノ時日ニ付可成早急伺書御差出」(十一)云々という中に示されているように諸学校通則の扱いが福岡県の事務レベルで十分理解されていなかったことがまづは不手際の原因であった。また、諸学校通則における府県管理中学校の認可者が最終的には府知事県令ではなく文部大臣であったことがこの文書から窺える。いずれにしても明治十九年度内の認可は得られず「本月(明治二十年三月)三十一日ヲ限り豊津中学校被廢候ニ付從來ノ在学生ヲシテ方向ニ迷ハシムルハ遺憾ノ至ニ候条曾テ進達ノ豊津尋常中学校設置ニ何分ノ御指令有之候迄従前ノ諸規則ニ依リ従前ノ

職員ヲシテ生徒ニ課業為致度尤月俸ノ如キハ從來ノ給額ニ依リ日割支給致シ度」と有志者惣代から県令宛てに願
い出、これはすぐさま聞き届けられてなんとか現状を維持し五月五日にようやく諸学校通則第一条による豊津尋
常中学校の設置認可を得たのである。

一方、久留米は存続への対応が少し遅れることになった。なぜならば久留米では中学校令制定以前に旧藩主の
資金によるが、中学校とは別種の学校の設立が検討されていたことによる。それは旧藩主有馬頼萬より左の親書
が届いたことに始まる(十一)。

〔甲号〕 御親書写

愈御健然大慶ニ存候陳ハ思惟候次第モ有之這回家計ノ都合ヲ図リ旧封地民ノ為メ五ヶ年ヲ限り毎歳金三
千円宛ヲ寄送シ教育ノ資ニ充テ度校舎ノ義ハ明善義塾ヲ恢復シ生徒薰陶ノ所トナシ可然存候教育ノ義ハ
先考モ注意セラレシ事ニモ有之其遺志ニ基キ候訳ニテ聊微衷ヲ表シ候事ニ候然ルニ数多ノ生徒ヲ教育ナ
スニ付テハ独り拙者ノ寄附ノミニテハ難被行義ニ付郷地ニ於テモ応分ノ義捐金ヲ募リ学資ヲ備ヘ継続ノ
法相立ニ非レハ能ハス貴氏等ノ御考按ニ於テハ如何ニ候哉果シテ此事ノ可成立御見込候ハ拙者ノ衷情ヲ
賛助セラレ好結果ヲ得候様協議有之度若シ郷地ニ於テ饗応ノ氣無之候ハ遺憾ナカラ暫ク見合候外無之
委曲ハ家扶師富進太郎ニ咐囑シ差立候ニ付同人ヨリ被聞取度且来月上旬ニハ墓参ノ為メ其地ヘ罷越候ニ
付其際面晤可申候

匆々不具

明治十九年 月 日

有馬頼萬

有馬 正直殿
岸 致知殿
有馬 泰秋殿
有馬 元長殿
有馬 守孝殿
稻次 正足殿
岸 四郎殿
有馬 雄吉殿
川村 作摩殿

この親書を受けて明治十九年三月二十八日親書の宛先人である「有馬正直外九名ノ需」によって有馬家旧封地の各郡長及有志者会議が開かれ、学資金の募集と新しい学校の設立すなわち「明善学校ヲ合併シ一ノ学校ヲ設立スルコト」を決定したのである。そして五月五日の各郡惣代会議において学資金募集の詳細と設立委員の選定が行われたのである^{十三}。この段階ではまだ久留米中学校の存続や尋常中学校の設立ということなどは考えられてはいなかった。この資金を以て久留米に尋常中学校を設立しようということが決定されたのは左の史料に見られ

るように十一月四日の学校設立委員会においてであった(十五)。

- 一 十一月四日委員会ニ於テ左ノ件々ヲ議決シタリ
- 一 現今ノ久留米中学校ヲ継続シ県立尋常中学校ヲ設ケ其経費一ヶ年凡ソ三千円トシ七ヶ年以上之ヲ維持スルコト
- 一 管理ヲ県庁ニ委託スルコト
- 一 予備小学及別科ヲ附置スルコト
- 一 今回学校設立ノ趣旨書及予算書等ノ取調ハ草按出来ノ上一応各郡長ニ照会シ意見ヲ問ヒ然ル上一戸長役場三部ノ割ヲ以テ之ヲ配付スルコト
- 一 右取調其他県庁問合等ハ都テ古川浩梅野多喜蔵ニ委託スルコト

そして翌二十年四月一日付の「久留米明善校所蔵日記」には左のような記載がある(十五)。

一、従来県立ノ中学校、三月三十一日限廃止ノ御達有之候処、過般来有馬家寄贈金及地方有志寄附金ヲ以テ継続シ、学校設置出願中ニ付、右学校願済迄、尋常久留米中学校仮設ヲ以テ、従前ノ通、授業ノ義、郡長川村作摩ヨリ願立ニ相許可有之候段、昨三十一日在福岡川村郡長ヨリ通知有之候ニ付、其趣職員一

すなわち何らかの学校継続の目途（諸学校通則の適用と考えてよい）がついたのでとりあえずは仮設ということとで二十年度は継続するということになったという事情が述べられている。

そして翌二十一年に私立久留米尋常中学校となった後、明治二十二年三月二十九日を以てようやく諸学校通則第一条による県立久留米尋常中学明善校として認可されたのである。

以上見てきたように豊津、久留米の両中学校は旧藩主及び有志者の寄附金を以て諸学校通則第一条による県立尋常中学校として存続することができた。しかし、両尋常中学校設置の過程には大きなちがいが見られる。それは豊津中学校が（県の事務ベースよりも）速やかに諸学校通則の適用をめざしたのに対し、久留米では当初は久留米中学校の存続に関心があったのではなくそれは別種の学校を企図していたところに顕著にあらわれている。

旧藩主有馬頼萬が旧封地民のために教育資金の提供を申し出たのは前掲の親書によれば「明善義塾ヲ恢復シ生徒薰陶ノ所トナシ可然存候」という目的のためであった。この明善義塾とは明善学校とも呼ばれ、明治十四年一月十八日に久留米の有志者によって久留米中学校内旧講武を教場として設立された私立学校である^{〔十五〕}。名目的な塾主は旧藩国老有馬元長であり^{〔十六〕}、塾長には旧藩絵師で久留米中学校幹事であった三谷有信が幹事職を辞して就任した^{〔十七〕}。三谷が士族授産会社赤松社の社長に転ずると旧藩家老の嗣子である有馬孝三郎（守孝）が跡を継ぎ、次いで同じく稻次正足が塾長職に就いている。一時は元久留米藩海軍士官であり久留米中学校長であっ

た梅野多喜蔵も塾長を兼務したようである^(十七)。資金は「旧藩主有馬家より寄附を受け、又久留米市外及び近村共有金の内より1800円余の寄附」^(十八)があつたとされ、旧藩との結びつきの強い学校であつたといえる。

具体的にどういふ学校であつたかといふとまず『文部省第十年報』（明治十五年）には各種学校についての記述の中に「是レ（各種学校）皆人民ノ希望ニ出テ中学ニ入ル能ハサルモノ或ハ小学全科ヲ卒ル能ハス学令ヲ過キシモノ、如キヲ教授スルモノニシテ多少文運ノ進歩ヲ徴スルニ足ルモノアリ」と各種学校がそうした普通教育の代替機関化していることをあげた上で「教授ノ学科ハ琴糸若津藤雲館明善ノ四校ヲ除ク外凡テ経史ヲ主トス」とあり、少なくとも経史の教授に止まる学校ではなかつたらしい。『文部省第十二年報』所載の「福岡県学事巡視報告」には左のように描かれている。

明善学校 筑後国御井郡久留米ニアリ漢学英学及算術ノ三科ヲ授クルノ学校タリ本校ハ設置以来日ヲ経ル殊ニ浅ク諸般ノ規律未タ立タス生徒モ極メテ少数ニシテ其授業等特ニ記スヘキ価値アルモノナシ校主ハ稲次正足氏ナルモノナリト云フ

普通教育の簡易なものを教授してはいたものの必ずしも景況はよくなかつたらしい。教員には中山時三郎（第五世石籠子）、仏人宣教師ミセル・ソーレの名が残っている^(十九)。また講武 跡を使っていた頃は久留米中学校の教員で時間外に教鞭を執つた者も少なくなかつたようである^(二十)。

先の親書に見られたように有馬家がこの明善義塾を基礎として中学校とは別種の学校を興そうとした理由の第一は旧藩関係者が経営等に携わっていたという事情によるのだと思われる。確かに県立久留米中学校は旧藩校明善堂の跡地に所在している。その意味では明善堂の後継校と考えられてもよい筈なのだが、明善堂廃止のあとに明善小学校がおかれ、そこに久留米師範学校ができ、師範学校の附属中学が独立してくるめ中学校になったという経緯をかえりみれば、これを藩学明善堂の後裔と見做すことは当時の人々には認めにくいことであつたと思われる。むしろ傍系であり、短命に終わった宮本洋学校のある種の時務意識を追求しようとしていた点で藩校らしかったといえよう。明善義塾にはそうした旧藩関係者の思いがこめられた感がある。その意味で明善義塾を基礎に再興しようとしたのは新たな「藩校」的な使命を帯びた学校だつたと考えられる。先述の明治十九年十一月五日の会議において久留米中学校の継続を決議したのであるが、当時の新聞によれば「今の中学を継続し普通科を置く論と英語専修学校になすとの論暫く有之候処ろ終に現今の中学を継ぎ尋常中学となし傍ら別科生を置き管理は県庁に依頼するとの論勝を制し」たとあり、有馬家が当初構想していた「明善義塾ヲ恢復」して作る中学校とは別種の学校とは福岡の英語専修校修猷館を意識したものであつたと想像するのに難くないのである。すでに第四章で論じてきたように英語専修校は完成普通教育ではなく中央へ人材を送るといふ特殊な使命を帯びた学校である。しかも福岡の場合、旧藩主黒田家の資金により設立され、旧藩校の旧号修猷館を復活させ、旧藩領民を優先的に入学させる学校であつたから事実上の藩校の復活であつた。有馬家が同様の学校を望んだと考えることはもっともであるし、それを支持する声も少なくなつたと考えられる。

前年久留米中学校は高等科を廃され初等科のみの学校となっている。このことは久留米の高等普通教育の実質的な後退を意味するものとして旧藩関係者は大きな危機感を感じたにちがいない。すでに四章で示したように福岡では英語専修校修猷館が藩校の再興という形で設立されている。久留米においても明善義塾を拡張して英語専修校のような人材育成機関を作るならば明善堂の再興は可能ではないかと有馬家では考えたのではないだろうか。そのため中学校令が出されてもこの資金を以て久留米中学校の維持や尋常中学校の設立維持などという方向への転換はすぐには出せなかったのである。あくまで旧藩の資金による限りそれは藩の学校でなければならなかったからである。

翌二十年四月より久留米中学校は仮設尋常中学校として暫定的維持を許された。この仮設尋常中学校の経営主体は旧久留米中学校（福岡県）ではなく先の有馬家基金による明善学会（会長有馬頼萬）であった^(二一三)。すなわち県の学校から藩の学校へ移ったのである。翌二十一年には私立尋常中学校として認可されたが、ここに至るまでにも「委員中に於ては中学校と別性質の学校設置の意見を有する者もあつた」^(二一四)ということであり、藩の学校であるということの筋を通そうとする声も依然として強かったのである。明治二十二年に諸学校通則第一条による県立久留米尋常中学明善校として認可されるが、明善の名称をいれたのはまさしく藩校明善堂再興の情念によるものであつたといえよう。ここで尋常中学校は藩校の近代における代替物としての役割を獲得することになったのである。

久留米では明治十二年設立の久留米中学校はまったく旧藩とは関係のない学校だという認知のされ方をしてい

た。そのことが旧藩主資金による尋常中学校の設立という方向に踏み切るのに躊躇した部分であったが豊津の場合は豊津中学校が一貫して小笠原藩校育徳館の正当な後裔であることを自他ともに認めていたが故に迅速に諸学校通則の適用を決断することができたのだと言える。

藩校育徳館はすでに第二章で論じたように廃藩置県後も育徳校から豊津中学校へとその命脈を保ってきた。豊津中学校が近代中学校として存在していたのは藩校育徳館を廃絶しないという意志によって中学校という形態をとることで生き延びてきたのであって修猷館や明善堂がいったん廃絶したのとはその位置づけが違っていたのである。

久留米と豊津では尋常中学校への転換の道は同じものでなかった。そのことはふたつの中学校観の醸成の過程があったことを暗示している。豊津の場合は育徳館の系譜を継続させていくたびに教育の内容と学校のありようを変えてきた。漢学校から洋学校へ、洋学校から中学校へ、そして尋常中学校へと。その意味では豊津中学校は一貫して藩校であり続けたのである。その変遷は藩校の新たな時務の追求に基づくものであったといえよう。一方、久留米の場合は廃藩置県及び学制の段階で藩校はいったん絶えたと考えてよい。そして久留米地区に中等教育機関がなくなるという危機感の中でそれを引き受ける存在を作るために旧藩主資金が使われることになった。旧藩の時務意識が危機に際して復活し、中学校教育を藩校の任務としてあらためて認識したのである。この段階で中学校教育は旧藩校の教育論理を初めて内在化することになったのであった。

そうした違いはあるがいずれにせよ双方ともに中学校教育のあり方については同一の考え方に基づいている。

第一にいずれの場合も尋常中学校設立にあたっての大義は旧藩校の再興もしくは維持という点にあった。それは福岡県が複数の有力な藩の合体によって成立した事情から中学校の配置が旧藩旧国の地理的政治的バランスの上に為されてきたため、藩校の歴史が中断もしくは曖昧なままに県立中学校を擁してくることになった。明治十年代の有力な県立中学校はその意味では旧藩校の役割を代行してきたのだといえる。実際、中学校は旧藩封地内の最高学府として士族層を代表とする「上等人民」層の教育要求を満たしてきたのである。そうした事実を中学校令による一府県一尋常中学校の制限と諸学校通則は明確に認識させることになった。

第二にこのことは設置されるべき尋常中学校が藩校としての正当性をもたねばならないということである。豊津の場合は旧藩校から中学校に至る過程はともかくも連続しており歴史的正当性を明確にしていたから問題なく尋常中学校へと移行できたが、久留米ではそうはいかなかった。なぜならば久留米では県立久留米中学校とは別に明善義塾なるものを有しており、その存在は旧藩関係者には大きな意味を持っていたからである。尋常中学校設立にあたっての学資金収支予算書は左のようになっている。

学資金収支予算書

一金三千円

一金壹万五百拾壹円

一金三千八百拾四円

有馬家勸下金第一百分十九年中御下置相續へ十分

旧久留米縣内戸數五万六千九百ノ内久留米市街三千八百九十九戸ハ二百廿餘ノ日算ニテ學費扶養ノ分

従来明善学校ニ備へアル学資金

合テ金壹万七千三百式拾五円 二十年度学資金

内金式百円 創立費

金三千円 二十年度経費支出スヘキ分

残テ壹万七千三百式拾五円

外金四百四拾円

生徒百六人二月月費算料式拾五圓二十年度中十二月分

金七百六円 学資金ニ対スル年五分ノ利子

金三千円

有馬家御下金第百九分十九年中御下金相續ヘキ分

合金壹万八千式百七拾壹円 二十一年度学資金

《 以下省略 》

この予算書を見ると当初学資金の中に有馬家よりの御下金三千円、領内募金一万五百十一円の外に「明善学校ニ備ヘアル学資金」が三千八百十四円含まれている。このことは旧久留米中学校の継続というよりは明善義塾の拡張による尋常中学校の新設を意味している。また明治二十一年に旧久留米中学校以来の校長梅野多喜蔵は身を引き小川忠武が校長心得となっていることもそうしたまったく新しい学校の設立を意味するものである。一方豊津では入江淡が明治三十三年に経費全額が県費支弁になるまで校長職にすわり続けたのである。入江の在職は明治八年に育徳校学長^{三十五}に就任してから二十五年の長きにわたった。その間さまざま制度的組織的改変にも

かわならず当該職にあり続けたのはこの学校の本質は変わっていないという認識からであろう。それだけ藩の学校であることの正当性が重く見られているのである。

第三は資金である。これは両校とも旧藩主寄附金と旧藩領内寄附金が主たるものであった。久留米では有馬家が毎年三千元、豊津では小笠原家が毎年千元と豊前育英会が毎年千元の寄附を提供することとしていた。旧藩の学校の正当性を主張する以上旧藩主寄附金が資金の基礎になるのは当然のことであるが、金額的にはそれ以上に旧藩領内寄附金の占める比重は大きい。久留米では前掲の予算書によれば旧藩領内五〇、八〇九戸より一〇、五一円の募金を見込んでおり実際は三万円近く集めたとされる^(二七)。豊津でも一万円余の寄附を集めている

^(二七)。これは新たな近代国家における藩の学校が藩士のみのものであるのではなく藩民の学校へと脱皮していることを示すものであると考えられる。すでに第二章において堺利彦の明治十年代の豊津中学校の状況についての述懐を引用したが、そこで堺は「亡び行く階級と、勃興しつつある階級とが、しばらくそこで行き違いに机を並べたわけである」^(二八)と自己分析しているが、その双方がいわゆる「上等人民」を形成したのである。それが中学校教育を要求する層となっていたのである。旧藩内一般に寄附を募っているのは旧藩主資金のみでは賄えなかったということもあろうが、こうした幅広い人民の層を旧藩士的パトスの中に取り込んで新たな「上等人民」を再生産していく意味があったのである。

このことは第四の点である合議経営にあらわれている。久留米では学資金を集めた段階で明善学会を結成し、学校の経営にあたった。会長は旧藩主有馬頼萬であったが、久留米、上妻下妻両郡、三瀨郡、生葉郡、竹野郡そ

して御井御原山本三郡より各六名計三十名の議員によつて組織されていた^(二十九)。豊津では尋常中学校開校直後の明治二十年五月二十九日「各郡々長郡書記各郡県会議員毎郡戸長惣代各一名毎郡町村聯合會議員各一名国立銀行頭取并寄附株券所有者ヲ会シ左ノ内規ヲ議決」した^(三十)。

- 一 校長ノ諮問及報告ヲ受クル為メ委員十一名ヲ設ケ其任期ヲ二ケ年トシ且ツ同数ノ補欠員ヲ置ク
- 一 委員撰挙ヲ區別シテ小笠原家執事ノ内一名育英会支部委員ノ内一名豊前六郡各一名トシ別ニ企救田川仲津三郡ハ各一名ヲ増撰スルモノトス
- 一 毎二年委員改撰ノ節前任委員ヲ再撰スルハ妨ケナシ
- 一 各委員ノ互選ヲ以テ常議員三名ヲ置キ至急ヲ要スル諮問案ヲ議決スルモノトス
- 一 委員会ヲ別テ通常会臨時会トス
- 一 校長ハ毎年一月通常会ヲ開キ概年度ノ經費予算ヲ諮問シ前々年度ノ出納決算ヲ報告スルモノトス
- 一 予算決定額ニ対シ一費目ノ支出金額五拾円以上ヲ超過スル場合アルトキハ臨時会ヲ開キ諮問スルモノトス
- 一 一定額外新ニ職教員ヲ任免スルトキモ亦タ臨時会ニ付スルモノトス
- 一 学校維持資本金ノ管理増殖方ハ校長ニ委託スルモノトス
- 一 委員中事ニ付所見アルトキハ県知事又ハ校長ニ其意見ヲ開申スルコトヲ得

一前条々ハ当初議決会同一ノ会員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得レハ変更修正スルヲ得

この委員会は学校の予算決算及び人事について発言権を有しており、「其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得」とする諸学校通則の適用の実際は相当の範囲での自治権を持っていたということになる。こうした合議制は旧藩主がいわゆる不在藩主であることや一般寄附金を預かっていることなどからも必要な制度ではあったが、実質的には「上等人民」層を含む新たな藩民の結束による尋常中学校の経営をめざしていたことを意味している。これは福岡県においては近代公教育の論理によって尋常中学校が運営されるのではなく旧藩的論理と心情の上に尋常中学校の制度と教育が成り立ったことを示している。

第二節 地方税支弁中学校の処置について

すでに見てきたように中学校令の実施により中学校への地方税支弁が停止することが確實となった久留米、豊津では明治十九年中にいわば藩校再興の大義を背景に民費による尋常中学校の設置へと動き出した。地方税支弁の中学校は筑前の福岡中学校だけとなるのは自然の成り行きではあったが、福岡県会ではその福岡中学校の存廃について議論がたたかわされた。

まず明治十九年十二月四日の県会において田中新吾（御井郡）が尋常中学校全廃論の口火を切った。田中の発言は左の通りである。

本員ハ中学校ハ全廃スルコトヲ希望スルナリ其理由ハ一ノ中学校ニテ県下多数ノ生徒ヲ養成スルコトハ到底目的立タサルナリ之ヲ一ト口ニ論セハ或ハ一校ニテ足レリトスル人モアルヘケレトモ是ハ甚々間違ノ説ナリ抑モ本県中学ノ来歴タル最初六本校十三分校ヨリ遂ニ十九校トナリ再来其数ヲ減シテ六本校トナリシモ昨年ニ至テ三中学トナリ今又将サニ一校トナラントス全体本県ノ中学ハ六中学ニ基ツキ組織シタルモノニテ今其多数ヲ減シテ纔ニ一校ヲ存セントスルモ決シテ能ハサル所ナリ其故如何ト問ハレ現今ノ生徒ノ人員ヲ調査スルモ判然スヘシ即チ目下ノ生徒数ハ三百二十五人ナリ其生徒ハ大概福岡区早良那珂郡等ニ二百六拾五人ニシテ他県人十四名アリ而シテ県内二十八郡ヨリ入校セシモノハ僅ニ四十六名ナリ之ヲ各郡ニ割当レハ一郡ノ割合凡ソ一割六歩余ニシテ早良那珂福岡ハ八割ニ当レリ此有様ニテ能ク県

下ニ普及シ多数ノ生徒ヲ養成シ得ヘキヤ初ヨリ一校ヲ立テ生徒ヲ募集セシモノナラハ可ナルヘキモ已ニ六校モ設置セシニ今之ヲ除ケテ僅ニ一校ヲ存セントスルモ到底能ハサルナリ之ハ先年大波瀾ヲ生セシトキモ此六校ヲ減スレハマタ悉ク崩壊シ存スヘカラスト切ニ述置キタレハ其節列席ノ諸君ハ定メテ記憶セラルヽナラン仮令本年之ヲ保存スルニモセヨ来年ニ至ラハ必ス廃スベシ故ニ因循ニ之ヲ維持シ置クハ却テ近傍生徒ニ不幸ヲ与フルノ処置ナレハ速ニ廃棄スルヲ欲スルナリ

田中は福岡県の場合六本校というのが元来の配置の基本である。それを一校に限定したならば県内の生徒の教育は公平にはできない、というものであった。この考えは従前のいわゆる中学校普及論の立場に立つものであると同時に福岡中学校の生徒は福岡区早良郡那珂郡に集中しており、このままこの学校のみを残すことは教育行政上不公平であると決めつけている。すなわち豊津も久留米も地方税支弁の県立中学校はなくなるのであるから、この際県立中学校は全廃し、基本的には地方ごとに民費による維持をするべきだというのが主旨であった。こうした全廃論に対して存置派はともかく中学校教育を安易に廃してはならないという点から反論した。

：：一躰土木ヤ他ノ費用ノ如キハ一年延期スレハ徒タ一年丈ノ不便ニ過キサレトモ教育ハ之ト違ヒ六七年ノ星霜ヲ経テ始メテ目的ヲ達スルモノナレハ土木費ノ如キモノトハ同一視スベカラサルナリ又タ本県ノ中学ハ六十八番ノ述フル如ク初メハ十九校モ立テシト而シテ今日僅カニ一校ニナラントスルヲ見レハ

漸次ニ減少シ来リタルモノナリ併シ其ハ一部分ヲ削リタルニ過キサレトモ今福岡中学マデモ合セテ之ヲ
廃棄スルトキハ譬ヘハ次第ニ其枝ヲ苴リテ遂ニ其幹ヲ絶ツガ如シ又是迄ニテハ福岡近傍ノモノハミトナ
レトモ其ハ当然ノコトニテ畢竟豊津久留米ニ中学アルガ為メナリ就テハ之ヲ一校ニスレハ続々福岡ニ来
ルハ疑ヲ容レサルナリ今ヤ人々教育ノ必要ヲ覚リ文明ノ緒ヲ開カントスルニ俄然之ヲ廃棄スルニ至ラハ
本県三国ノ生徒タルモノハ実ニ将来ノ針路ヲ絶タレ頗フル困却ニ至ラン且ツ之ヲ廃スレハ小学ヲ除クノ
外普通科ヲ修ムルノ所ナキニ至ルヘシ之ハ此中学ノ必要ハ農学医学ノ如キ比ヒニアラサルナリ故ニ本員
ハ一層盛大ニシテ永久ニ保持センコトヲ欲スルナリ

(坂倉謹二郎・席田郡)

高等普通教育の学校がなくなるということは他の専門的諸学校がなくなる以上にそれを必要とする「上等人民」
層にとっては危機的な意識を刺激するものであった。この坂倉の発言はそうした「上等人民」の偽らぬ気持ちを
代弁しているものと言えるだろう。そして存置派は更に充実論の立場から全廃論に反論した。その代表的な意見
は左のようなものである。

本員ハ本年此ノ議場ニ昇ルヤ六十八番ノ如キ論者ハ一人モナキコト思ヒシニ何ソ計ラン全廃論ニ賛成
者迄アラントハ抑モ民力ト学事ノ二点ヲ考フルニ元ト本員ガ局外ニ在リシトキヨリ年々歳々此ノ議會ニ

テノ中学論ハ現ニ本員ノ耳朶ニ熟シタリ其時ハ県下十九中学ニテ本員等民力ノ凋弊ヲ考フレハ如斯校数ヲ多クシテハ到底完全ヲ得サルヘシト局外ナカラ不同意ヲ表シタリキ然ルニ其後十二校トナリ六校トナリ遂ニ昨年ハ三校ト迄減シ我々大ニ賛成ヲナスノ校数トナリシガ又候加ルニ這回勅令ニヨリ一県一中学ト定マリテハ益々本員等ノ満足スル校数トハナレリ然ルニ六十八番（田中新吾）ハ従来六校論ヲ取ラレシモノガ何故今日ハ全廃セラルヤ又之ヲ廢シテ公立トデモセハ十六番（常賀速水・上毛郡）ノ述ル如ク県下ノ学事ハ之レヨリ萎靡スヘシ果シテ然ルトキハ如何ナル教育熱心家ガアルカハ知ラサレトモ到底完全ノ学事ヲ進ムルコト能ハサルヘシ熟ラ現今ノ有様ヲ考フレハ之ヲ廢スルノ論者ニハ或ハ何カ感情ノ存スルアルコトニテ真正ノ学事熱心家ニハアラサルヘシ又六十八番ハ表ニヨク生徒ノ比較ヲナセトモ其ハ所ニヨリテ大ニ差異アリ福岡那珂等ハ土族多ク從テ高尚ナル志想ヲ懷クモノ多ク其他ハ農家多ク從テ遠大ノ志シアルモノモ亦少シ然ルニ其内遠大ノ思想アルモノハ他日成業ノ後ハ燦然トシテ見ルヘキナリ十六番（常賀速水・上毛郡）ガ充分ニ反对論者ヲ非難セラレシハ公平無私本員等頗ル満足ナリ

平田道見（宗像郡）

平田は　まず民力の面から見ても一府県一中学校が妥当であるという充実論の立場を明確にした上で、普及論者が全廃を主張していることを揶揄している。そうして全廃派が言うように県立中学校を廃止して公立化すると学事は萎靡すると訴え^(三十一)、それを承知で全廃を主張するにはなにか感情的なものが背景にあるのではないか

と挑発している。それはおそらくはこの会議全体に微妙に反映していた雰囲気であって、全廃派は悉く豊前筑後の議員であり、存置派は福岡周辺の議員を主としていたことによる。但し平田発言中の常賀（上毛郡）などのように県全体を見通した意見もなかったわけではない^(三十二)。また、平田は福岡周辺には士族が多く高尚なる志想を懐くものが多いから当然ここは残すべきだと発言しており中学校教育の主体が士族層を中心とする人々であり、それは福岡周辺に偏在しているのだと知的状況の地域的較差を当然のものとしていた。

これらの存置派の攻撃に対して全廃派議員は「四十三番（坂倉謹二郎）ヨリ幹切り枯ストノ駁撃モアリシガ全縣地方税ニテ設立スルハ真トニ脆弱ナルモノニテ未タ幹立テリトハ云フベカラズ本員ハ協議費或ハ寄附金ニテ立ツルモノヲ甫メテ幹立チシト信スルナリ」（狭間畏三・京都郡）と中学校の設立は協議費なり寄附金、すなわち民費によるのが基本原則なのだと切り返している。この狭間畏三は「豊津尋常中学校設立京都郡有志惣代」を務めており、やがて豊津尋常中学校常議員に就任している。現在進行中の実績に裏づけられた発言と見てよい。

同じく豊津尋常中学校設立企救郡有志惣代及び同校常議員である青柳四郎（企救郡）も左のように存置派を批判した。

本員ハ全廢論ヲ可トス十六番ヤ十八番ノ説モアレトモ之レハ駁撃スル程ノ直打アルモノニアラス抑本年各員ガ各議案ニ対スル意見ハ若何ナルモノソ凡ソ事ノ新起ニ属スルモノハ之ヲ廢シ拾貳万円ノ増額ヲ減スヘシト云フモノニアラスヤ果然ラハ苟事ノ新起ニ係ルト然ラサルトニ論ナク事ノ急不急必要不必要ヲ

計り緩急宜シキニ処セサルヘカラス彼ノ勅令ヲ見ズヤ師範学校ハ各地ニ拡張セヨ地方税ノ中学ハ一県一校ヨリ多カルヘカラストアルニアラスヤ然ラハ是レ従来トハ大日本帝国ノ学事ノ方針變動シタルモノニテ日常入用ノ普通小学ハ飽マテ拡張セサルヘカラサルモ中学ハ学科モ高尚ニシテ又各地ニモ設置シアリ又私立ニテ高尚ノ学科ヲ設ケタル学校モアレハ可成的之ニ就テ学フヘシ地方税ヲ以テ設立スルヲ要セストノ主旨タルヤ明カ也而シテ此福岡中学トハ何モノソ是レ即勅令ニ所謂置キテモ可ナリ置カサルモ亦タ可ナリ之ヲ置クモ一ニ過クヘカラストスル地方税ノ中学ニアラスヤ然ラハ其地方経済ノ為メ之ヲ廃スルモ決シテ勅令ニ背クニアラス法律ニ抵触スルニアラス之ニ背キ之ニ抵触セサルノミナラス之ヲ廃シ以テ師範学校ヲ完全ニシ益々之ヲ拡張スルカ政府ノ大主旨ニ従フモノナリ況ンヤ目下我県下ニテハ師範学校ハ必要ナリト雖トモ中学ニ付テハ従来種々ノ沿革モアリ又今日ヨリ二十年ノ学事ノ有様ヲ考ルニ豊前ニハ従来ノ県立中学ヲ私立トスルノ計画既ニ熟セリ久留米又タ然リ柳川ニハ英語専修校ノ設ケアリ福岡モ亦タ県立修猷館ノ在ル有レハナリ雖ヘ福岡中学ヲ廃スルモ決シテ普通ノ学事ニ欠点ハ無ルヘシ又況ンヤ我日本数多ノ府県中大凡福岡県ノ如キ学事熱心家ハアラサルヘク地方人民ガ私立ヲ以テ斯ク学校ヲ興スハ福岡県ニ限ルヘシ如斯県下ノ人民学事ニ熱心シヨレハ仮令福岡中学ヲ廃スルモ決シテ支ヘナシ若シ福岡ノ子弟ガ学業ヲ失フ場合ニ遭遇セハ豊前ニ御出テヨ英語ノ専修ナラハ柳川ニ御出テヨ而シテ互ニ学業ヲ交易シテ学ハ、敢不可トハセサルナリ故ニ本員ハ先ニ番外カ云フ如ク豊前筑後ヨリ入学スル者四十名計リモアルニ拘ラス之ヲ廢セント欲ス諸君ガ年々歳々此ノ議場ニ立チテ原按ヲ減額センコトヲ計リ或ハ

郡区費ニ或ハ町村費ニ皆ナ応分ニ減額論ヲ取ルモ民力未タ挽回セス朝ニハ衣類ヲ失ヒ夕ニハ家屋ヲ失ヒ
日夜歎嗟ノ声県下ニ充ツ豈ニ此ノ如キノ中学ヲ設クルヲ得ンヤ今日ニ当リ此ノ如キ大層ナル中学ヲ設ク
ルノ企テアルハ不可思議千万ナリ即チ他ノ新規ノ事業ト此ノ中学トヲ比較セヨ或ハ此ノ中学ヨリ急且ツ
要ナルアラン又此ノ地方税ニ係ル中学ヲ廢シ以テ師範学校ノ隆盛ヲ計ラスンハ仰テ天皇陛下ノ主旨ニ悖
リ俯テハ県下人民ニ対シ不都合不親切ノ名ヲ免カレサルナリ前陳ノ理由ナルヲ以テ之ヲ廢センコトヲ欲
スルモノナリ

青柳はまず中学校令の趣旨を「中学は無理に地方税で設立しなくてもよい」と理解し、福岡中学も無理に維持
しなくてはならないというものではないと見做した。そして一府県一尋常中学校という制度は地方の経済のため
に中学校を廃止しても一向に差し支えないという意味であろうという解釈を示す。その上で今後の中学校の問題
を考えたときに豊津中学校や久留米中学校を諸学校通則第一条によって維持する計画などについて触れ、そうし
たあり方こそがあるべき姿なのだと言張した。狭間や青柳の意見は民費による自主的な中学校の組織化を提唱す
るもので従来から民権派によって主張されてきた自由教育論に近いものに見える^(三十三)。その意味では彼らは全
廃論をある種の正論として主張し得たし、実際新聞の論調においても「二三議員ノ発論ニヨリ且或ル議員カ予言
ノ如ク一中学モ亦数年ノ後ニハ廢校ス可キモノナリトセハ寧ロ今日ニ於テ計画スルノ優レルニシカサルヘシ」
^(三十四)しかし、彼らがこの論理を正論として語るのは経緯から見て豊津なり久留米が地方税支弁を止められたこ

とからくる自己正当化論であることは明白である。その意味で全廃派の議論は正論としての自由教育論に基づく議論とみなすより地方税配分の既得権を奪われた選挙区の議員たちの怨念が噴出したものと見た方が妥当である。一方で前出の常賀速水のように福岡近郊の議員以外にも存置派の議員はいた。彼らはつとめて冷静に福岡県全体の利益を考えようとはいた。山門郡選出の立花親信もまた常賀同様に左のような存置論を展開した。

∴∴∴豊津久留米福岡ノ三学校アリト云ヘトモ這回ノ発令ニヨリ五ヶ年ノ科程トナリテハ恐ラク福岡中
学ノ如キ完全ノ学科ニハ至ラサルヘシ左スレハ福岡中学ノ如キ完全ノ学校ニ入りシ卒業生ト豊津久留米
ノ如キ不完全ナル学校ノ卒業生トハ其卒業后如何ナル差異アリト思ハルヤ理學ナリ化学ナリ其他万般
ノ学理完全ナル教師ニ就カハ其差ハ敢テ尠少ニハアラサルナリ又之ヲ廢セハ如何ナル感覺カアル彼ノ修
猷館ト中学トノ科程ハ大ナル差アリ如斯コトヲ以テ其所ニモ此所ニモ学校アレハ廢スルモ可ナリトスル
ハ頗ル不当ノコトニテ且ツ言フヘクシテ實際行フヘカラサルコトナリ本員ハ飽迄福岡中学ヲ必要トスル
者也

立花の意見には新たに設立を見るであろう豊津尋常中学校の教育がいわゆる正格なものになりうるであろうか、
という危惧を含んでいる。しかし、この意見に青柳は猛然と食いついたまらず「二十八番（立花）ノ論ハ格別其論
拠ヲ聞カス然ルニ先ツ本員ニテ要領ナラント聞得ル者三アリ第一ニハ豊津中学モ公立トセハ永續セサルヘシト第

二ハ豊津中学等ノ学科福岡中学ニ及ハスト第三ハ俄然福岡中学ヲ廃セハ生徒ノ方向ヲ迷ハシムルト此ノ三ツニ外ナラサル如シ」と論点を自分に引き寄せた上で反論にかかった。「第一ノ要領豊津校ハ永続ノ見込ナシトノコトナルカ若シ豊津校ニシテ益隆盛永続ノ見込立ハ福岡中学ハ廃シテモ可ナルヤ第二ノ要領豊津久留米ノ学科福岡中学ニ及ハスト成程是迄ハ異ナル所モアリシナランガ今日ノ改正ニテ尋常師範学校尋常中学校トナリシ以上ハ何レノ校モ同様ノ学科ナリ之ヲ以テ維持論ノ論拠トハスヘカラサルナリ」云々と反駁したのであった。しかし、この年は全廃論は支持を集めきれず同意者十八名で少数廃棄となつたのであるが、この青柳の発言は正鶴を射ていたのである。

翌明治二〇年十二月の県会では状況は大きく変わっていた。何となれば豊津尋常中学校は既に確立し、久留米尋常中学校も着実に認可への道を歩んでいたのであった。この事實はいまひとつ県立中学校全廃の先行きに不安を懐いていた時期尚早論者に安心感を与えることになつた。そのため県会は「筑前」存置派「対」筑後豊前「全廃派」の様相を呈してきた。

十二月二日の尋常中学校費をめぐる議論の口火を征矢野半弥（仲津郡）であつた。彼は三段四説の論法として最も論理的に全廃論を展開し、全廃派の議論を終始リードした。

本員ハ本項六百円ノ校長給ヲ全廃セント欲ス即チ地方税ヲ以テ尋常中学校ヲ設立スルハ不可ナリトスルモノニシテ県立ヲ好マサルモノナリ其理由ヲ三段二分チ是レヨリ陳述スヘシ第一ハ干涉教育ハ国家ノ元

氣減少スルヲ以テ之ヲ全廢シテ而シテ教育ノ獨立ヲ保タント欲スルニ在リ何ントナレハ現今我國ノ租稅ヲ以テ支弁セル教育社会ノ有様ヲ目撃スルニ大木河野ナリ森ナリ文部省ノ長官其人ヲ更迭スル毎ニ其方針ヲ變更シ更ニ教育ノ獨立ヲ見ル能ハス其ノ甚シキニ至リテハ殆ント教育ヲ以テ政略上ノ方便トナスノ觀アルニ至レリ故ニ自分ハ之ヲ政事ノ範圍外ニ獨立シ以テ教育家ノ專任ニ委セント欲スルナリ……：第二地方稅ヲ以テ之レヲ支弁スルハ月謝若シクハ寄附金ヲ以テ之ヲ支弁スルノ穩当ナルニ若カサルナリ即チ之ヲ分ツテ二節トス其一ハ中学ハ中産以上ノ者ノ入校スル所ニシテ間接ニハ社会ニ利益ヲ与ルコトアリト雖トモ直接ニハ受學生其人ノ身ヲ立ルモノナリ而シテ地方稅ハ貧富ヲ分タス總テ公費処分ナル脅迫法ヲ以テ出シムルモノニシテ直接ノ利益者タラサル貧者ト共ニ出シタル地方稅ヲ以テ之ヲ支出スルハ豈公平ノ処分ナランヤ……：其二ハ豊前地方ニハ豊津中学アリ筑後地方ニハ柳河ニ橘陰館アリ久留米ニモ将サニ中学ノ興ラントスルノ際ニシテ福岡ニモ修猷館ナルモノアリ而シテ県立福岡中学ノ受學生ナル者ハ筑後豊前ノ者アリト雖トモ多クハ筑前地方即チ中央部ノ子弟ナリ然リ僅少ノアルハ無キモ同シトハ立法者ノ原則ナリ若シ之ニ有トセハ豊津中学ニモ筑後筑前ノ生徒モ入校セルアレハ是レモ亦地方稅ヲ以テ支弁セサルヘカラサルニ至ルナリ故ニ福岡中学ノミ地方稅ヲ以テ支弁スルヲ欲セサル所以ナリ第三ハ之ヲ否決スルモ福岡ニ教育ノ跡ヲ滅絶スルノ憂ナシ且ツ福岡中学ノ費用ハ本案ハ如斯クノ巨額ナルモ私立ニナストキハ約ニシテ八千円内外ヲ以テ維持シ得ルノ利益アリ況ンヤ福岡ニハ四千円許ヲ以テ設立セル修猷館ノアルアレハ苟モ之ト合併スルヲ得ハ其募集タル亦僅少ナルニ於テヤ好シ合併スルヲ得サル

ニセヨ八千円内外ノ金ヲ募集スルニ於テ甚タ困難ナリトハ思ハサルナリ是レ一タヒ中学校アリシノ地ハ
人其必要ヲ信スルカ為ニシテ筑後豊前スラ各々其学校ヲ設立セリ豈独リ筑前ノ大国ニシテ之ヲ設立シ得
サルノ理アラシヤ……………

征矢野もまた豊津尋常中学校の有志惣代を勤めており、発言の中には豊津尋常中学校設置の成功が強い自信と
なつてあらわれている。まずは干渉教育は国家の元気を減少すると主張し、教育の政治からの独立を謳っている。
次いで地方税支弁ではなく寄附金等による支弁でなければならぬことについてその一として「中学ハ中産以上
ノ者ノ入校スル所」であるから全人民の拠出した地方税をそれに充てるわけにはいかないことをあげその二とし
て豊前、久留米そして柳川に地方税によらない学校ができるのなら福岡のみに地方税を支弁するわけにはいか
ないと言っているのである。そして三点目に福岡尋常中学校費が廃されても福岡に中等教育がなくなる心配はない、修
猷館との合併も含め大国筑前ならば中学校の一つぐらい設立できるだろう、と挑発している。

この征矢野の自信に溢れた発言が示すように豊前及び筑後の中学校教育にたいする展望は明るかつたようで、
前年までは時期尚早論を以て二の足を踏んでいた議員も全廃派にまわつてきた。まず前年存置派として論陣を張
つた立花親信（山門郡）は「大体教育ナルモノハ民度ニ依リ地方税ヨリ支出スル場合ト自治ニ任スル場合トアリ
テ未タ民度ノ進マサル間ハ地方税ヲ以テ設立スルモ可ナレトモ最早今日ノ如ク民度モ進ミ教育ノ必用ヲ一般ニ感
スル上ハ豈地方税ヨリ支出スルノ理アラシヤ因テ月謝寄附金ヲ以テ維持スルヲ以テ至当トス之ヲ以テ本員ハ本年

ヨリ之ヲ全廢スルモ敢テ不当トハ云ハサルナリ」と今度は全廢論を主張した。そのあまりの豹変に存置派の議員から何年から考えが変わったのかと問いただされる始末であった。また福江角太郎（企救郡）は「本員ノ初メテ此議場ニ立ツ中学存廢論アリシニ諸君ニ反シ熱心ニ存置説ヲ主張シタリシカ今年ニ至リテハ又反シテ廢棄論ヲ賛成ス」と自ら意見の変更を宣言した上で「一体地方税ヲ以テ支弁スルノ目的ハ公平ニ分配シテ県下子弟ノ教育普ク出来ル様企望スルカ為ナリシ然ルニ漸次廢校シテ福岡ノ一中学トナリタレハ之ニ県下一般ヨリ出ス所ノ地方税ヲ以テスルハ本員ノ好マサル所ナリ」と地方税負担の公平から廢棄にまわったと言っている。その意見を変えたきっかけは「此福岡ハ各員モ陳ヘラルゝ如ク県下ノ首府ナルノミナラス郡区モ十五ノ多キアリテ筑後地方ノ如キ拾郡ニシテ二ツノ中学校アリ豊前ノ如キ貧郡ナルモ六郡ニシテ一中学ヲ設置セリ」という父兄の「教育ノ必要ヲ感シタル故ナリ」として「今福岡中学ヲ倒サハ之ニ次クノ学校立スト云フハ未タ教育ノ必要ヲ感セサルモノナリ之ヲ必要ト感セハ筑前十五郡ノ父兄モ奮起シテ盛大ナル中学校ヲ設立スルヤ必セリ」と述べ、時期尚早論に終止符を打った感になったのである。

一方存置派は全廢派のいう自由教育論の部分にまず噛みついた。

……：中学ヲ倒セハ自由教育ノ出来ルモノノ如ク云ハルゝハ未タ解シ得サル所ナリ成程自由教育ト干渉教育ノ二アリト雖トモ既ニ教育ノ文字カ干渉ヲ免レサルモノニシテ之ヲ全ク自由ニセントナラバ無教育ニスルヨリ外仕方ナシ又十五番（征矢野）ハ我国ノ教育ハ政治ノ範圍外ニ立ツコト能ハスト云ハルレト

モ今日之ヲ倒スト云フ其言葉カ早既ニ範圍外ニ立ツ能ハサルモノニテ即チ政府ガ之ヲ立ツヘシト云ヘハ拾九校モ置キ之ヲ廢スルモ可ナリトスレハ県下唯一ノ中学モ倒ストハ政府ノ干渉セサルヘカラストスル所以ニシテ真ニ範圍ノ外ニ獨立セント欲セハ政府カ設立スヘシト令スルモ廢シ廢スヘシト令スルモ設立スルガ当然ナリ……

(坂倉謹二郎・席田郡)

教育が教育であるということは既に政府による干渉を意味しているのであり、教育を政治の範圍外に置くと言ふことじたいが欺瞞であると自由教育論の論理的矛盾をついてきた。次いで吉田靱次郎(福岡区)は「教育ニ自由ト干渉トノ區別ヲ云ハ金ノ出処ニヨルニ非スシテ夫ハ政府ノ定ムル規則ニアルナリ自由干渉ノ區別ハ只其教則校則等ニ設ルノ名ニシテ出所ニヨルモノニ非ス即現時ノ大学ハ国庫ノ支弁ニカゝリ尚ホ中学之ニツキ吾福岡ノ尋常中学ハ即地方税ノ支弁トナレリ之ハ国庫ニテ出スモ私設ニテ出スモ只其金ノ出所カ違フコトニシテ教育ニ關係ヲ来スコトハナキモノナリ」と地方税支弁を受けることが教育内容の干渉に結びつくものではないと論じた。この吉田の展開する理論は民権派内に以前からなかったわけではない(三十五)。しかし、筑前選出の吉田が發言すると方便の感を免れない。吉田はこの發言に際して「廢校論者ハ筑后豊前ニ多ク維持ノ論者ハ筑前ニ多シ之レハソモ何ノ故ゾ抑モ本員ハ筑前撰出ノ議員ニシテ即チ福岡一般ノ県會議員ナリ故ニ全県一般ノ幸福ヲ議スルモノナリ豈筑前一地方ノ私利ヲ斗ルモノナラン乎然リ而各員ノ議論ヲ聞ケハ福岡中学ハ筑前学校ノ如ク論シラレタリ又此学校ハ筑前ノ為ニ補助スルモノ、如ク議シラレタリ之ハ甚シキ間違ナルベシ又議會ノ体面ヲケガスモノトモ云

フベシ此中学ハ筑前ノ中学ニモアラス又筑後ノ中学ニモアラス即福岡県下ノ一中学ナリ」とそれぞれ選出地域
の利害にとらわれずに全県の視野でこの問題を考えるよう提唱したのであるが、そのことが逆に自身の地方性を
露呈することになったと言える。全廃派の発言が地方的利害に結びついていてという非難は吉田だけではなく存
置派の中から類出した。大庭弘（福岡区）は「本員カ議場ニ上ル尔来毎年中学ノ事ニ於テハ多少ノ議論アレドモ
概子干涉教育ヲ主トスルノ諸君ナリシカ今日ニ至リ俄然自由教育ヲ主トサルニ至テハ実ニ本員ノ疑惑ニ堪ヘサ
ル所以ナリ若シ中学校ヲシテ福岡外ニ設立セシメハ決シテ斯ル苦情アラサルヲ信スルナリ」と暗に筑後豊前議員
の豹変を揶揄しているし、平田道見（宗像郡）は「筑後豊前ノ人ニ対シテ実ニ哀シムヘキ惜ムヘキ所ノ者アリ平
常ハ改進自由説ヲ嫌忌スルノ人ニシテ不相応ニモ此項ニ対シテハ原案廃棄ノ議論アルカ如キハ実ニ地方党ノ弊習
ニシテ則チ本会ノ不進歩ト云ハサルヘカラス」とその思想的変節を攻撃している。しかし、そうした変節は全廃
派ばかりでない。藤金作（粕屋郡）は「今ノ教員ナル者ハ皆是レ干涉教育ノ下ニ養成サレタル人物ニシテ又今ノ
生徒タル者モ卒業ノ後ハ大学ナリ他ノ学校ナリ何レ官立ノ学校ニ入学スルモノナレハ必竟スル所干涉教育ノ範圍
ヲ免レ能ハサルモノナリ如此自由教育ヲ主張シテ干涉教育ヲ排撃スル以上ハ師範学校ノ如キモ亦タ自由教育ニセ
サルヘカラサル者ナリ」と干涉教育を擁護するばかりか「中学ハ中等以上ノ教育ナレハ公費処分ヲ以テ取立タル
地方費ヲ以テ中等以上ノ人ヲ教育スルハ甚タ其当ヲ得サルモノト云ヘトモ地方税ニテハ左様ナル訳ニハ行カサル
ナリ即チ衛生費ハ多ク財産家カ出シテ貧民ヲ救助スルモノニシテ備荒儲蓄モ亦タ貧民ノ資産ナキモノヲ救助スル
モノナレハ地方税ノ經濟ニ於テ中人以上トカ以下トカノ区域ヲ立ルコトハ出来サルモノナリ」と地方税を以て中

学校費を支弁することの正当性を弁明している。この藤金作は例えば明治十三年の県会において、「(中学校を) 県立トシ地方税ヲ以テ維持スルヨリ寧ロ郡立トシ協議費ヲ以テ之ヲ支弁スルニ若カス而シテ県庁ノ干渉ヲ仰カス直接負担スル自由教育ヲ希望ス」と自由教育の正論を説き、「各地方ニ於テ既ニ協議費ヲ以テ中学ヲ起セリ人民自治心ノ奮起セシ知ルヘシ然ルヲ今県ヨリ之ニ干渉シテ地方税トスルトキハ其依頼心ヲ再興スルコト知ルヘシ且我柏屋郡中学ノ如キハ現数既ニ七十人ニ近ケレハ分校三十人宛ノ費用位ニテ之ヲ支弁スル能ハス又徴兵云々モアレ共是ハ四十三番ノ説ノ如ク甚タ治学者ノ為スヘキ所ニアラスシテ生徒ノ如キモ亦タ之ヲ好マサルカ往々県立中学ニ入ラスシテ我柏屋中学ニ入校スルモノアルニ於テヤ故ニ教育ハ地方ニ任せ自由ノ教育タラシムルヲ可トス」とその正当性を最も積極的に展開した論客であった。その藤金作が存置派にまわったことは筑前選出議員もまた平田の言う「地方党ノ弊習」に陥っていると指弾されかねないものであった。同様に民権派と目される庄野金十郎、多田作兵衛、吉田鞆次郎なども筑前選出議員であり、存置派であった。

それ故に存置派は存置論の正当性を訴えるのみならず「福岡中学ヲ倒セハ跡ニハ完全ナル中学ノ起ルヘシト論スルハ未タ時機ヲ知ラサルモノニテ本員ハ尚猶四五ヶ年ハ地方税ヲ以テ維持セサレハ逆モ完全ナルモノヲ設クル能ハスト確信スルナリ」(坂倉蓮二郎・席田郡)とか「自分モ永遠不窮之ヲ地方税ニ依頼セント云フニ非ス現時ノ勢一日モ廃スベカラサルヲ以テシバラク法律ノ力ヲ此教育費ニ借ラント欲スルガ故之ヲ廃スルヲ好マサルナリ」(吉田鞆次郎・福岡区)と最後は廃止の方向はやむを得ないが現在はその時期ではないという時期尚早論に至らざるを得なかった。しかしそれは「筑前では中学設立に民費に負担をかけたくない」という地元の都合に聞こえ

なくもない。逆に全廃派の議論の根底にあるものも地元の都合である。前年は県から正格の尋常中学校をなくすわけにはいかないという筑前側の正論が全廃論を圧倒したが、そのときは実際に中学校の火が消えてしまう可能性を筑後豊前の議員も否定できなかったのである。しかし、筑後豊前に民費による尋常中学校ができてしまうと立場は逆転してしまうのである。今度は筑後豊前のいう自由教育論が正論となってしまった。

この明治二十年十二月の県会の結果は第二次会では全廃論は三十三名の支持を得たが正半数であったので議長裁定に委ねられた。議長は筑前の中村耕介（早良郡）であり、当然存置論を推していったんは全廃論は否決された。しかし、第三次会において出席議員が増えたことにより全廃論は三十九対三十三で可決されたのである。これによって福岡尋常中学校は廃止されることになったが、この決議は県知事の認可は得られず廃校を一ヶ年延長したものの明治二十二年七月を以て廃校となった。その受け皿として英語専修校修猷館は明治二十二年より諸学校通則第一条による尋常中学修猷館へと改組し、福岡尋常中学校の生徒を引き取るかたちになったのである

(三十六)。

第三節 地方における尋常中学校の存在意義

明治十九年四月に中学校令が制定されたのを契機に福岡県の中学校教育は新しい学校設立の論理を得ることになったのである。中学校令施行の結果、久留米及び豊津においては旧藩主寄附金を主体とする所謂民費によって県立尋常中学校が設置された。また、本稿で詳述しなかったが、柳川においても旧藩主立花家の寄附金による私立尋常中学橘蔭学館が明治二十年に設置された。これは明治二十五年に私立尋常中学伝習館と改称され二十七年に諸学校通則第一条による県立尋常中学伝習館となった学校である。^{三十七}。ここにおいて地方税支弁を受けられない旧諸藩領内の尋常中学校は旧藩主及び旧藩領民の手で設置するという領解が成立したのであった。

このことは尋常中学校というものが近代的な中等教育機関として整備されるその制度的な要として法的には位置づけられたのであるが、旧藩主資金に依存した地方においては旧藩校の再興に近い存在として成立したということを示唆させるものである。当然のことながらこれはこの時期に設立されたすべての尋常中学校について適用されるものではない。しかし、旧藩の存在が心理的に大きな影響力を残している地域においては旧藩的な発想による教育の再生は近代教育に対して決定的に重要な意味を持ったということを示すものである。なぜならば近代的な枠組みで構築された学校教育にそのユーザーたる人々が期待するものとして旧藩的身分教育の機能があるからである。四民平等を基本原理とする近代国家の枠組みの中でタテマエとして身分は廃されたものの遺制としての身分意識（例えば士族意識のようなもの）は厳然として存在した。庶民の中でも藩政期における村落支配層などはそうした類のアイデンティティを継承して持っていた。それらに新たに台頭した社会的な階層を加えた部

分が実質的に旧藩士の持っていた役割を近代国家の枠内で獲得しようとした。仮に彼らを福岡県会内での自己規定に従って「上等人民」と呼ぶとすると、彼ら上等人民は自分たちがそうした社会的役割を再生産していく拠点として学校、特に高等普通教育を標榜する学校の教育に期待したのであった。なぜならば藩校にせよ、在郷私塾にせよ、そこで学ぶ学問が近代流に読み換えるならば普通学に位置づけられるものであったと考えられるからである。普通学であることがジェネラリストとしての「藩士」であったり「庄屋」であったりするために必要なことであった。それ故に近代の「上等人民」が同様のものを期待するとすればそれが中学校になるのは当然のことであった。

県会という場はそうした「上等人民」と近代国家との接点であったと言つてよい。彼ら「上等人民」はその出自を原則的には近世幕藩社会にしている。然るに明治政府によって構築されつつあった近代国家の中で彼らは最も近代的に政府と対峙しなければならなかった。その一つの自己主張が自由民権運動であったと言えなくもない。県会に於ける中学校教育をめぐる議論もそうした近代性をタテマエとした正論によってなされるのを常とした。明治二十年の県会で福岡尋常中学校が廃止に追い込み、以降の福岡県内の尋常中学校設立の原則を「民費によるもの」としたのは以前から民権派内部にあった自由教育論である。しかし、この自由教育論は民権派の議論としては正論であるにもかかわらず初期の県会では自由民権運動が昂揚していたにもかかわらず決して多くの支持を得ることはなかった。その自由教育論が再び登場し県会で多数を制したのはかつて民権派によって主張された自由教育論とは基本的に異なった論理を持っていたからにはほかならない。

確かに明治十九年及び二十年の県会に於ける福岡尋常中学校存廃論争は表面的には民権派的な自由教育論と県が文部省の施策に則って提唱してきた中学校正格化論の争いに見えるが実はへ存置派Ⅱ筑前議員Ⅴ対へ全廃派Ⅱ筑後豊前議員Ⅴの争いになっていったことは既に述べたとおりである。いくつか紹介したように理論的には自由教育を標榜したり正格化を主張したりしても実質的には「地方党」の様相を呈さざるを得なかった。しかし、彼らが単なる地方的な利益誘導型の議員であったかというところは言い切れない。彼らは「上等人民」の代表であり、その彼らが殊の外中学校設置をめぐる議論に熱心であったのは中学校教育が「上等人民」層の再生産にとって最も重要な存在であったからである。彼ら「上等人民」の底流は言うまでもなく旧藩士族を機軸に藩政期の村落の指導者層と新たに近代社会の中で発言力を持ち始めた人々をも含んでいる。社会の近代化が進展するにしたがって新しく台頭した人々の占める率は高くなっていくが、基本的な「上等人民」のアイデンティティは旧藩の位置づけで言うなれば「藩士」であり、近代社会における「武士」であった。新しい時代の中で旧藩時代の武士的エトスを中学校教育の中に求めたのだと言っても過言ではないだろうと思う。

そうした「上等人民」の民意を旧藩主が受けとめる形で学校が設立維持されるときそれは新時代における藩学校の再生をめざすものであった。しかし、彼らが尋常中学校の中にそれが藩学校であることの正当性を認めていたにしても、新たな尋常中学校は藩学校の再生とはなり得なかった。なぜならばそれらは尋常中学校になったからである。周知のように森有礼の学制改革により尋常中学校は発足したが、その尋常中学校の任務はそれまでアーティキュレーションを確立できなかった初等教育と高等教育とを結ぶ連結部分となることである。即ち近代学

校教育の体系は諸藩が独立して維持してきた分権的な教育のあり方を廃して全国的なスクールシステムを構築することであったから、近代学校教育の体系は尋常中学校制度の確立によって完成すると言うことができるのである。だから藩学校であるべき学校が尋常中学校になるということは藩学校が藩学校でなくならなければならないという矛盾を抱えることになるのである。このことについては学制によって藩学校が廃されたときに福岡では修猷館跡にいかなる学校が設立されてもそれを修猷館の後裔だとは誰も考えてはいなかったし、久留米においても同様であった。県立福岡中学校や久留米中学校もそれを修猷館や明善堂の系譜と結びつけては考えられてはいなかった。その意味では英語専修校修猷館は学校制度としてはスクールシステムの枠外の学校であったが故に藩学校の再来の思いがあったと言えるし、久留米においても当初は久留米中学校の経営はまったく念頭になく英語専修校のようなものが構想されていたし、柳川もそうした方向を取っていた。彼らは藩学校の教育論理が近代中等教育と馴染むものではないと考えていたのであろうが、一方で明治十年代の中学校教育が武士的エトスを再生産する場であることも承知していた。実質的に士族層や新たな社会的指導層の子弟が中学校教育を享受することでその教育要求を満たしていたからである。

それに対して唯一豊津のみが一貫して旧藩主資金によって藩学校の系譜を維持してきた。彼らは小笠原藩が幕末維新の不遇の中で思永齋から育徳館へ、そして大橋洋学校、豊津中学校と時代の変転と共にその名称も教育内容も変えながら藩学校の系譜と武士的エトスを継承してきたという自負があった。それは近代学校への転身をはかったそのときに既に定めた道であった。福岡も久留米も尋常中学校制度を受け入れることで豊津と同じ位置に

立ったのだと言える。

こうして旧藩学校の後裔であるという自己認識は各尋常中学校の中で確認されたが、結果的には藩学校継承の論理が近代学校教育制度の形成を實質的に擁護することになり、自らその主体性と時務意識とを放棄することになったのである。中学校令によって近代学校教育の体系化は急速に具体的なものになったが、實質的には近世以来の地方的な教育伝統の上に近代的な教育を獲得していく契機になったのである。中学校教育について言うならば近世的な学校の論理と移入された近代的な学校教育の論理がここへ来て漸く融合するに至ったと見ることもできる。

(二) 中学校教則大綱などの文言上は相応の教育目的も明示されてはいるが、實質的にアーティキュレーションとインテグレーションが確立されていたかという点、そうは言えない。その意味では中学校制度は地方的な制限の中にあった。

(三) 中学校通則における学校設置廃止等の手続は原則として開申制をとっており（府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則）、町村立私立については当該府県の裁量に委ねられていた（中学校通則第八条）。

(四) 『文部省第十二年報』

(四) 福岡県は筑前、筑後、豊前の三国七藩(旧中津藩及び天領は除く)から成り立ち、福岡県としての統一性を持つには微妙かつ複雑な地域的自立(対立)、心理が存在していたことを無視できない。明治十五年から十九年にかけて豊津中学校で学んだ堺利彦は「私は福岡県人と呼ばれることがあまり嬉しくなかった。何だか筑前の附属になったような気持のするのが少し厭だった。福岡県というものは、私にとって、故郷でない。故郷はただ豊前ばかりである。私はどこまでも、豊前人でありたい。ただし豊前の中でも、北部の六郡(今では四郡)の元小倉領だけに親しみがある」(『堺利彦伝』中公文庫版 一八五頁)と述懐している。この心理は中学校教育を要求する人々が士族層に代表される「上等人民」であっただけにその説立に大きな影響力を持ったと考えられる。

(五) 中学校令の全文は左の通りである。

中学校令

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要須要ナル教育ヲ為ス所トス

第二条 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第三条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等中学校ハ全国「北海道沖繩県ヲ除ク」ヲ五区ニ分画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五条 高等中学校ノ経費ハ国库ヨリ之ヲ支弁シ又ハ国库ト該学校設置区域内ニ在ル府県ノ地方税トニ依リ之ヲ支弁スルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ其管理及経費分担ノ方法等ハ外ニ之ヲ定ムヘシ

第六条 尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得但其地方税ノ支弁又ハ補助ニ係ルモノハ各府県一箇所ニ限ルヘシ

第七条 中学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第八条 中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ

第九条 尋常中学校ハ区町村費ヲ以テ設置スルコトヲ得ス

(六) 『福岡日日新聞』明治十九年五月十五日

(七) 「豊津尋常中学校成立概略」豊津高等学校小笠原文庫所蔵文書

(八) 財団法人豊前育英会は豊前六郡の子弟で俊秀なる材能をもち資力に乏しい者に学資を貸与する目的で明治十五年に創設され、翌年より業務を開始した。本部を東京小笠原伯爵邸に置き、支部を豊津中学校に設けていた。資金は小笠原家附託金の利子と有志寄附金を以て宛てられていた。(『豊津中学校史』一九三七年)

(九) 「豊津中学校沿革書」(豊津高等学校小笠原文庫所蔵文書)に以下の記述がある。

七月十六日校長入江淡伊香保湯治許可ヲ得テ発途ス

内実ハ本校将来ノ維持費寄附金小笠原及育英会ニ請願ノ為メ上京シ其間届ヲ得テハ八月九日帰校ス其詳細ハ別冊「アリ」

(十) 前掲「豊津中学校成立概略」

(十一) 学務課属川村種信より入江校長宛二十年三月一日付通知文書(豊津高等学校小笠原文庫所蔵文書)

(十二) 久留米尋常中学設立関係一件史料 鶴久二郎氏蔵

(十三) 同 右

(十四) 同 右

(十五) 「久留米明善校所蔵日記」明治二十年四月一日付 『福岡県史資料 第七輯』一九三七年所収

(十六) 篠原正一「久留米中学校沿革」『郷土研究 筑後』第四卷第九号 一九三六年

(十七) 篠原正一「久留米中学校沿革」(『郷土研究筑後』第四卷第九号 一九三七年)

(十八) 久留米市役所編『久留米市誌 下編』一九三二年

(十九) 福岡県教育会久留米支会編『久留米支教育沿革史』一九二三年、及び浅野陽吉『梅野多喜蔵先生伝』筑後郷土研究会 一九三七年(但し久留米郷土会より一九七八年に復刊)を参照。

(二十) 浅野陽吉『梅野多喜蔵先生伝』四〇頁

(二十一) 浅野陽吉『梅野多喜蔵先生伝』四〇頁

(二十二) 篠原正一「久留米中学校沿革」(『郷土研究 筑後』第四卷九号)

(二十三) 杉本須恵男編『明善校九十年史』

(二十四) 篠原正一「仮設久留米尋常中学校沿革」(『郷土研究 筑後』第四卷九号)

(二十五) 『文部省年報』によれば明治八年度の育徳校の「主長タル者」は生駒九一郎であり、入江が「主長タル者」に記載されるのは翌九年度からである。古賀武夫氏の調査によれば小笠原文庫所蔵の辞令によると生駒の育徳学校校長就任の日付は明治七年十二月八日であったという。そして「入江淡の伝記によると、同氏も同日付を以て

小倉県から同校学長を命ぜられたことになっている。校長は学校経営上の、学長は教育上の責任者で、経営問題を重視して二人制を取ったものようである」（古賀武夫「藩校育徳館の近代化」『西日本文化』二〇二）と考察している。

(二十六) 前掲『明善校九十年史』

(二十七) 「豊津尋常中学校維持資本金額」『本校設立ニ係ル書類纏』（小笠原文庫所蔵文書）

(二十八) 堺利彦『堺利彦伝』中公文庫版 七九頁

(二十九) 『明善校沿革史』明善高等学校 一九五九年

(三十) 「豊津尋常中学校成立概略」小笠原文庫所蔵文書

(三十一) 引用している十六番常賀速水は福岡からは最遠隔地の上毛郡の選出議員であるが、ここでは正論として「今福岡ヲ廃スルハ文部ノ旨趣ニ戻クモノ」という時勢認識に立脚していた。そして自ら「我々費額ヲ出シタリ逆嫉妬心ニテ之ヲ廃セントハ不都合ナリ公平無私ノ眼ヲ以テ論セザルベカラズ」という自覚の上で充実論に与し、「今人民寄附ニテ設置スルノ力アレハ重疊ノコトナレトモ苟モ此ノコトナキニ之ヲ廃スルトキハ県下教育ノ針路ハ忽チニ墮落スヘシ」と福岡中学校の存置を主張した。平田は地域的利害を超えて発言した常賀の正論を持ち上げて自説を正当づけているのである。

(三十二) 常賀速水の意見は左の通りであった。

本員ハ六十八番説ヲ以テ大早計ト信ス何トナレハ久留米豊津ト福岡トハ大ニ性質ヲ異ニシタリ若シ同性

質トスルモ福岡ハ之ヲ廢スルモ未タ人民ニ於テ引受クルモノナシ全躰豊津久留米ハ止ヲ得サル所ヨリ設ケタルモノニシテ現今モ初等科ニテ福岡ニ及バサレハ今福岡ヲ廢スルハ文部ノ旨趣ニ戻クモノナリ然ルニ我々費額ヲ出シタリ迎嫉妬心ニテ之ヲ廢セントハ不都合ナリ公平無私ノ眼ヲ以テ論セザルベカラズ人民寄附ニテ設置スルノ力アレハ重疊ノコトナレトモ苟モ此ノコトナキニ之ヲ廢スルトキハ県下教育ノ針路ハ忽チニ墮落スヘシ之ハ充分拡張セサルヘカラサルナリ本員ハ六十八番説ヲ以テ大早計ト思フ

常賀の見解は中学校令の趣旨を受け入れるならば唯一完全な中学校である福岡中学校を廢するのは時期尚早であり、それを自分たちも地方税を負担しているからといって嫉妬心から廢止せよというのは公平無私の姿勢ではないと批判している。

^(三十三) 黒崎勲氏は高知県及び福島県の事例を検討して公教育の自主的組織化が民権派の自由教育論の一つの実践であったとしている。(『公教育費の研究』青木書店 一九八〇)

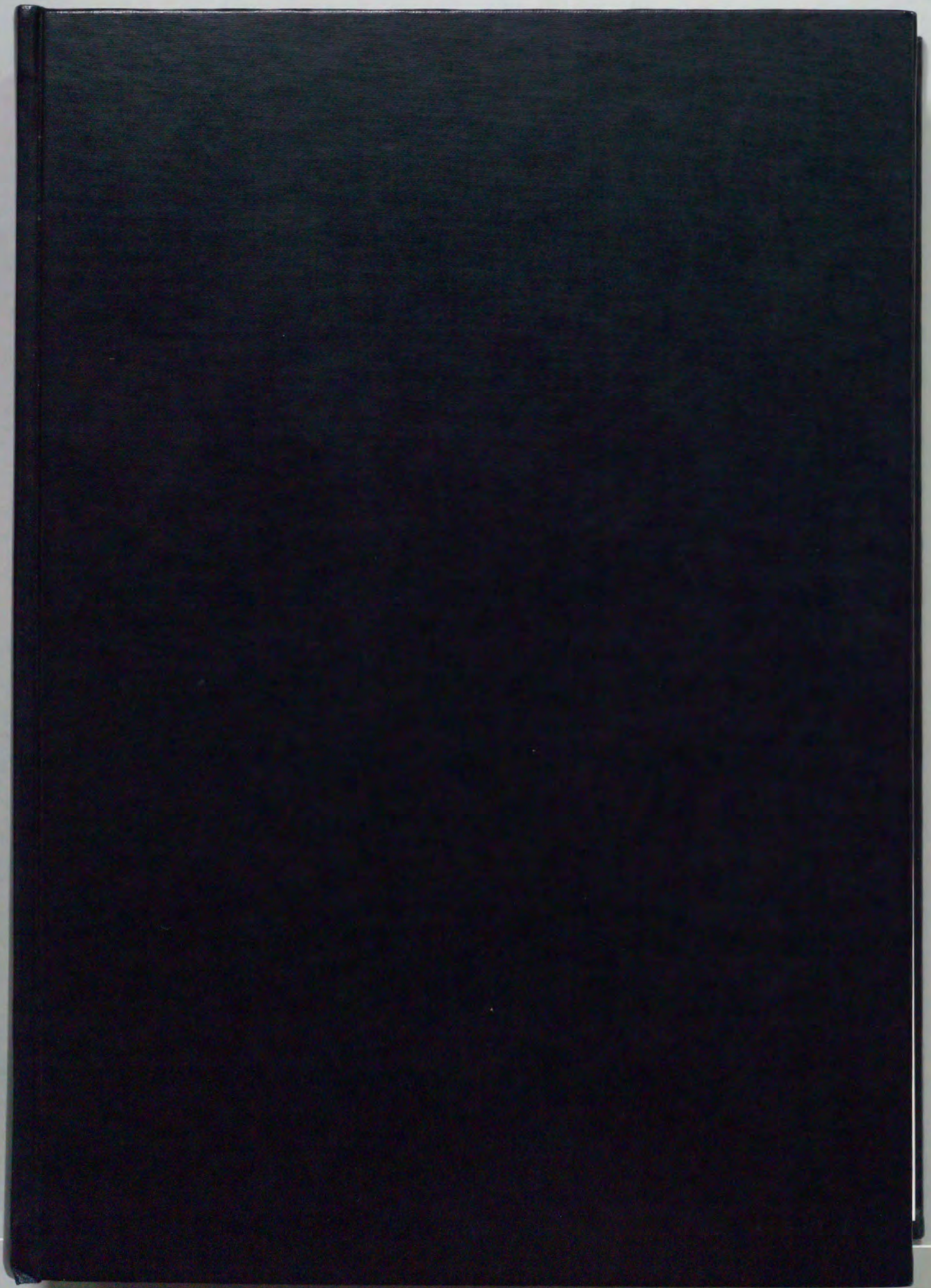
^(三十四) 『福岡日日新聞』明治十九年十二月五日付

^(三十五) これは坂本忠芳氏が「当時民権派のなかでは、学校設立にたいする『自由教育論』(liberal education)と『強迫教育論』(compulsory education)とが争われていた。前者は、徹底して民費による、内容を拘束されない自由な教育の主張であり、後者は、公費による普通教育学校設立の主張であった。かれらはともに、専制政府による上からの教育統制に反対したが、あるべき教育普及の形態にたいして意見がわかれたのであった」(坂本忠芳『教育の人民的発想』青木書店 一九八二年 二七頁)と指摘している議論になるかと思う。吉田は民権

派の指導的議員であっただけでなく、向陽義塾の主長、藤雲館の学校長を勤めるなど教育界にも通じていた。その彼であるからこそ敢えて「自由教育論」に対して「強迫教育論」を持ち出したのであろう。

^(三十七) 修猷館二百年史編集委員会編集『修猷館二百年史』一九八五年 九〇〜九一頁

^(三十七) 『福岡県教育百年史 第五卷通史編（I）』



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

